

# 津市消防本部液化石油ガス等保安事務処理規程

平成18年1月1日消防本部訓第39号

改正 平成23年8月1日消防本部訓第1号  
令和元年6月28日消防本部訓第1号

(趣旨)

第1条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第36条第2項及び第87条第1項並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「施行規則」という。）第56条第2項、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第74条第1項並びに消防法（昭和23年法律第186号）第9条の3の規定による液化石油ガス等に係る事務の処理については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(交付等の申請)

第2条 液化石油ガス法第36条第2項又は施行規則第56条第2項の意見書（以下「意見書」という。）の交付を受けようとする者は、別に定める意見書交付申請書（以下「申請書」という。）及び次に掲げる書類をそれぞれ2部作成して、消防長に申請しなければならない。

- (1) 意見書交付申請に係る貯蔵施設等許可申請書又は貯蔵施設等変更許可申請書の写し。
- (2) 意見書交付申請に係る貯蔵施設等の位置（他の施設との関係位置を含む。）及び構造並びに付近の状況を示す図面
- (3) 意見書交付申請に係る貯蔵施設等の防火管理の計画

(調査書の作成)

第3条 申請書を受理したときは、申請書の審査及び現地の調査を行い、調査書（第1号様式）を作成しなければならない。

2 前項の規定による申請書の審査及び現地の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 消防法及びこれに基づく命令の規定に関する事項
- (2) 消防活動及び避難に関する事項

(3) 防火管理に関する事項

(4) その他災害の防止上必要な事項

(意見書の交付)

第4条 消防長は、意見書（第2号様式）を作成したときは、意見書交付経過簿（第3号様式）に登載し、遅滞なく申請者に交付しなければならない。

(通報の処理)

第5条 消防署長は、液化石油ガス法第87条第1項又は高圧ガス保安法第74条第1項の規定による通報を受理したときは、当該通報に係る関係施設の実態を確認するとともに、災害の予防について必要な指導を行うものとする。

2 消防署長は、前項の規定により処理した通報書は、防火対象物台帳又は、施設台帳（第4号様式）に保存するものとする。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成23年8月1日消防本部訓第1号）

この訓は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日消防本部訓第1号）

この訓は、令和元年7月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日			
消 防 長 様		調査員 <span style="float: right;">⑩</span>	
調 査 書			
年 月 日付け 申請に係る液化石油ガス販売施設等の計画の審査及び 現地の調査結果は、次のとおりであります。			
1 許可申請 の種別	(1) 貯蔵施設等の設置の許可      (2) 貯蔵施設等の変更の許可		
2 貯蔵施設 又は特定供給 設備の名称及 び所在地			
3 消防進入 路等の状況	消防進入路	水 利	消防活動上の障害
4 消防用設 備等の状況			
5 防火管理 の計画			
6 その他災 害の防止上必 要な事項			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第2号様式（第4条関係）

意 見 書

津市指令（記号番号）  
年 月 日

三重県知事 （氏 名） 様

津市消防長 （氏 名） 印

年 月 日付けで（申請者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名）か

ら、液化石油ガスの貯蔵施設等の設置  
変更の許可を受けるため、意見を求められましたが、これについ

ての意見は次のとおりです。



第4号様式（第5条関係）

(表)  
 圧縮アセチレンガス  
 製造所等施設台帳  
 液化石油ガス

設置者	住所				
	氏名				
通年	報日	許可行政庁	年	月	日
月	日	許可年月日番号	第	号	
所在地					
地域別	防火地域 防火 準防火 指定なし 用途地域 ( )				
製造所等の別	製造所	貯蔵所	消費設備	販売所	
貯蔵取扱の数量					
位置構造及び設備の概要					
消火設備					
業務主任者		業務主任代理			
作業主任者		作業主任代理			
取扱主任者					
保険加入状況					
参考					
調整	年 月 日 作成者				㊞

(裏)

略

図